参考資料2

西区地域公共交通に関する意見交換会開催要綱

（開催）

第１条　西区地域公共交通に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）は、新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）規則（平成２４年新潟市規則第１７号）第６条第２項の規定に基づき、交通会議の調査審議に当たり、地域の実情を把握するため、関係者から意見を聴取し、意見交換を行う場として開催する。

（所掌事務）

第２条　意見交換会は、次の各号に掲げる事項について関係者から意見を聴取し、意見交換を行う。

（１）　交通会議において調査審議する区バス及び住民バスその他の地域公共交通に関する事項

（２）　意見交換会の運営方法その他意見交換会が必要と認める事項

（委員構成）

第３条　意見交換会の委員は別表１に掲げる者とする。

２　意見交換会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて委員以外の者を招集し意見を聴くことができる。

（会議）

第４条　意見交換会に会長及び副会長を置く。

２　会長は新潟市西区役所地域課長を、副会長は国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官をもって充てる。

３　会長は意見交換会の会議の進行を行う。

４　副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

５　意見交換会は原則として公開とする。

（報告）

第５条　会長は意見交換会の会議の内容について交通会議へ報告するものとする。

（庶務）

第６条　意見交換会の庶務は、新潟市西区役所地域課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年６月１８日から施行する。

（新潟市地域公共交通会議西区分科会設置要領の廃止）

２　新潟市地域公共交通会議西区分科会設置要領（平成１９年１月１８日制定）は廃止する。

別表１

新潟市西区役所地域課長
関係一般乗合旅客自動車運送事業者担当課長
新潟市ハイヤー・タクシー協会代表
関係住民代表
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官（輸送･監査担当）
新潟西警察署交通課長
新潟市西区役所建設課長